

平成31年4月1日
建設局

「週休2日制確保試行工事」の実施について

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場における「週休2日制」の確保等が課題となっています。

このため、建設局では、「週休2日制確保試行工事」を実施していきます。

1 試行工事の概要

【発注段階】

- ・発注者が特記仕様書等において、「週休2日制確保試行工事」である旨を記載

【施工段階】

- ・受注者が「週休2日制確保試行工事」を実施するか否かを選択
(以下、実施する場合)
- ・受注者が広報板に「週休2日制確保試行工事」である旨を記載
- ・週休2日相当の現場閉所計画が確認できる「現場閉所計画書」を受注者が提出
- ・現場閉所を行うにあたっては、「現場閉所届」を受注者が提出

【完了段階】

- ・現場閉所結果が確認できる「現場閉所報告書」を受注者が提出

【週休2日に掛かる費用】 (以下のどちらかを記載する)

- ・当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした共通仮設費率、現場管理費率、労務費、機械賃料、土木工事標準単価を補正しているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。【総価契約(随意契約含む)の場合】
- ・現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所状況が4週6休以上の場合は、現場閉所率に応じ、変更契約時に共通仮設費率、現場管理費率、労務費、機械賃料、土木工事標準単価の補正を行う。【総価契約単価合意方式の場合】

2 その他

- ・試行工事の実施にあたっては、『建設局「週休2日制確保試行工事」実施要領』に基づき行います。実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html>

【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 直通(03)5320-5236

建設局「週休2日制確保試行工事」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指して試行する、週休2日制確保試行工事（以下「試行工事」という。）の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 試行対象工事

すべての土木工事（土木設備工事を除く）を対象とする。ただし、以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 対象期間（本要領3(2)参照）が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例① 災害復旧工事

例② 供用時期が公表されている工事

- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

なお、受注者は、試行工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨を理由を付して発注者に報告する。（別添1参照）。

3 週休2日の考え方

- (1) 週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、東京都建設局ホームページから入手できます。

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/ukeoi/index.html>

4 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 積算方法

(1) 書類作成費用

週休 2 日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

(2) 経費の補正

現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、土木工事標準単価に対して週休 2 日の補正を適用した単価を計上する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字 3 桁とし、4 桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字 3 桁とし、4 桁以下は切り捨て）とする。

※2 現場閉所率の算出に当たっては、別添 6 を参考とすること。

①4 週 8 休以上（現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.05
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械賃料 1.03

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.01
- ・ 現場管理費率 1.02
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械賃料 1.01

6 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

7 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

- ・ 総価契約（随意契約含む）

発注者は、本要領2により試行工事を選定した上で、当初設計時に4週8休として経費の補正を行ったうえで、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別添2参照）。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じ補正分を減額変更する。

- ・ 総価契約単価合意方式

発注者は、本要領2により試行工事を選定した上で、当初設計時には経費補正は行わず、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別添2参照）。契約変更時に現場閉所の実施結果に応じ、経費の補正を行う。

なお、総価契約単価合意方式については、平成31年8月より総価契約と同様に当初設計時に経費の補正を行う予定である。これについては環境が整いしだい別途通知する。

(2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。なお、変更契約時に経費の補正の対象とならないように設計変更を行う。

(3) 試行工事施工時

- ①受注者は、別添 3 を参考とし、広報板に「週休 2 日制確保試行工事」である旨を記載する。
- ②受注者は、工事着手後、別添 4 を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」（以下「計画書」という。）を発注者へ報告する。（報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都建設局）統一 26 様式（以下「統一 26 様式」という。）による。）

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

また、当初月には、現場着手日を明示する。

- ③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。
- ④受注者は、現場閉所を行うにあたっては、別添 5 を参考とし、「現場閉所届（休工届）」を発注者へ提出する。発注者は、「計画書」をもとに、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日^{※3}（平成元年東京都条例第 10 号第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日）及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」が提出されていなければ、現場閉所と判断する。

（参考）提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	現場閉所届を提出	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、現場閉所届は、事前提出を原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

※3 2019 年及び 2020 年の休日の取扱いについては、東京都建設局ホームページから入手できます。

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/ukeoi/index.html>

(4) 試行工事完了後

受注者は、工事完了日確定後速やかに、別添 6 を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一 26 様式」）。

(5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、「5 積算方法」のとおり、変更契約時に設計変更を行う。

8 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」及び「現場閉所届（休工届）」をもとに、取組みを確認する。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行うものとする。

9 適用

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。

(参考) 休日について

○東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日

条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)

建設局「週休2日制確保試行工事」Q & A

Q 1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか。

A 1 認められます。

Q 2 要領3(3)の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 2 次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・交通誘導警備

Q 3 現場閉所届は、数日分をまとめて1枚の様式に記載し、提出することはできますか。

A 3 計画的な（原則、変更なく現場閉所を実施する）現場閉所日を、まとめて記載、提出することは認めます。ただし、予定外の現場閉所につき、やむを得ず後日提出する場合には、速やかに提出することを原則とするため、作業日を跨いで現場閉所日をまとめることは認めません。

Q 4 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 4 発注時の工期設定は、特記仕様書にも記載のとおり、休日（土・日・祝日）等を算入していません。したがって、週休2日を確保したことは工期延伸の理由とはなりません。ただし、要領4に示すような受注者の責によらない場合は適切に工期の変更を行ってください。

Q 5 実施要領4③「その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか。

A 5 次のような場合が考えられます

- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合など

Q 6 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A 6 延伸した部分も含めた工事単位で、要領3に示す考え方にに基づき実施してください。

Q 7 書類作成費について、補正する経費に含まれるため、別途計上しないとのことですが、4週6未満となり経費補正しない場合は計上できますか？

A 7 週休2日を推進していくため、平成31年4月1日以後公告等を行う案件については、4週6休未満の経費補正しない場合についても、書類作成費は計上できません。

Q 8 本要領の適用範囲について、「平成 31 年 4 月 1 日以後起工し、公告等を行う案件」となっているが、平成 31 年 4 月に公表された案件は全て対象となるか？

A 8 平成 31 年 4 月に公表された案件であっても、本要領の適用対象外となる場合があります。適用については、特記仕様書及び発注予定表の別紙を確認して下さい。

Q 9 夏季休暇期間における休日取得率はどう考えればいいのか？

A 9 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、休日取得率を算出してください（別添 7 の例 2 参照）。

Q 10 夏季休暇について、当初設計で想定していたお盆時期以外に夏季休暇を取得できるか？

A 10 発注者との協議により、お盆時期以外の 7 月～9 月の間で夏季休暇を取得することができますこの場合、受注者は受注者等提出書類処理基準の協議書（統一 26 様式）を提出して下さい。なお、夏季休暇期間の変更がない場合は協議書の提出は不要です。

Q 11 やむを得ない理由で夏季休暇を取得できない場合はどうすればよいか？

A 11 夏季休暇期間において、作業を行う場合は、休日等の工事施工届（統一 24 様式）を事前に提出して下さい。

Q 12 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休 2 日（休日取得率）を確保してもいいか？

A 12 労働基準法では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも 1 回の休日を与えなければならない。ただし、4 週間を通じて 4 日以上の日を与える場合には、例外として変則週休制が認められている。」とされています。

このため、月単位（4 週）で考えると、最低でも 4 日間の休日は必要となり、まとめた休日取得は労働基準法に違反することが懸念されます。

なお、本試行工事は、完全週休 2 日制の実現に向けた取組であるため、休日取得の平準化に努めていただきたい。